

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

令和8(2026)年3月12日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の内容	<p>指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携を行う。</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務&gt;            ・情報連携のため、本府は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。            ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。            ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。            支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や指定難病にかかっている事実等を証明する登録者証の交付及び副本登録等。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	大阪府公費負担医療給付システム
②システムの機能	<p>認定申請のあった府民(大阪市、堺市在住を除く)の住所、氏名、生年月日、健康保険保険者、疾病、有効期間等の情報を管理し、特定医療費(指定難病)受給者証等の発行を行う。            また、番号法に基づき、公費負担医療給付システムに個人番号を入力することとし、受給者証等の登録情報を団体内統合宛名システムへの提供を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 統合宛名番号管理機能            団体内の統合宛名番号を検索し、新規に付番・符号取得等を行う機能</p> <p>2 宛名情報管理機能            団体内統合宛名システムにおいて宛名情報(基本4情報など)を団体内統合宛名番号、個人番号、業務利用番号とひも付けて保存し、管理する機能</p> <p>3 中間サーバー情報連携機能            中間サーバーに対し、特定個人情報の照会・登録用データを連携させる機能</p> <p>4 既存システム情報連携機能            既存業務システムから特定個人情報の照会・登録用データを受け取り、中間サーバー情報連携機能に連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム )</p>

システム3									
①システムの名称	地方公共団体情報連携中間サーバーシステム(以下「中間サーバー」という)								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、庁内業務システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 庁内業務システム等接続機能 中間サーバーと庁内業務システム、統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理等を行う機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表 131の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号</li> <li>・番号法19条6号</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康医療部保健医療室
②所属長の役職名	保健医療室長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
その必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条により、支給認定を受けた指定難病の患者又は保護者の区分に応じて負担上限月額を決定する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務&gt; ・医療助成資格情報 )</li> </ul>
その妥当性	<p>いずれの情報も受給者証等の発行及び自己負担上限額の設定に必要な情報である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、住所等 受給者を特定するため。証の適正な発行及び使用のため。</li> <li>・病名、医療機関名 治療を受ける病名及び医療機関を特定するため。</li> <li>・保険、所得区分 申請者の自己負担上限額の算出(受給者ごとに決定)のため。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。</li> <li>・業務関係情報(その他) ・医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31(2019)年1月1日
⑥事務担当部署	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 都道府県・市町村 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 難病法第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者、医療保険者、審査支払機関 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療機関向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル )	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法第5条に基づく特定医療費の支給認定を行うため。</li> <li>・医療機関へ特定医療費の資格情報を提供するため。</li> </ul>	
④使用の主体	使用部署	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に回答する。</li> <li>・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</li> </ul>	
情報の突合	申請書の受付時に、各保健所、保健センター等の窓口において受付担当職員が確認している。	
⑥使用開始日	平成31(2019)年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	大阪府公費負担医療事務補助業務委託	
①委託内容	特定医療費(指定難病)支給認定申請書の内容確認、データ入力、受給者証の発行準備等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社キャリアリンク	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	大阪府公費負担医療給付システム運用保守業務	
①委託内容	大阪府公費負担医療給付システムの保守、操作・運用に関するQA対応及び障害復旧支援等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社HBA	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容	Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 1,000人以上 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	国(デジタル庁)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑥再委託事項	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6~10		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時

<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
<b>提供先4</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条別表161の項
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び 実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
<b>提供先5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜大阪府公費負担医療給付システムにおける措置＞

・大阪府個人番号利用事務系ネットワーク内仮想環境（サーバ）。VDI経由でシステムを利用しており、個人用端末へのデータのダウンロードは、上長の承認が必要となる。

＜特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体における措置＞

・頻繁に閲覧する可能性が高い直近の申請書類等については、執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。

・閲覧する頻度の低い前年度以前の申請書類等については、庁舎内の施錠可能な書庫で保管することにより、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施。

・電子記録媒体に保存されたデータはパスワードによる認証を必要とすることにより、保存されたデータの読み出しを防ぐこととしている。

・電子記録媒体においても、保管は執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

・団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理することとしている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。

・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。

＜住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置＞

・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認情報データについては、施錠可能な保管庫にて保管し、当該データの利用事務に携わる者以外の者が当該帳票等を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。また、一括提供にかかる本人確認情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等により他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管することとしている。

＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費（指定難病）に関する事務＞

Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理

・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

保健所コード,番号,整理番号,システム登録年月日,登録者番号,申請区分,氏名カナ,氏名,性別,生年月日,郵便番号親,郵便番号子,市町村コード,住所,電話番号,電話番号2,保険区分コード,申請者氏名カナ,申請者氏名,申請者続柄,申請者郵便番号親,申請者郵便番号子,申請者市町村コード,申請者住所,申請者電話番号,申請者電話番号2,送付先氏名カナ,送付先氏名,送付先続柄,送付先郵便番号親,送付先郵便番号子,送付先市町村コード,送付先住所,送付先電話番号,送付先電話番号2,疾患群コード,疾病コード1,疾病枝番1,疾病コード2,疾病枝番2,疾病コード3,疾病枝番3,疾病コード4,疾病枝番4,疾病備考コード,受理年月日,変更年月日,新規支給開始年月日,新規交付年月日,審査フラグ,審査依頼日,審査年月日,審査結果サイン,公費負担番号,医療機関コード1,医療機関コード2,医療機関コード3,医療機関コード4,指定医番号,継続支給開始年月日,継続交付年月日,除外理由コード,除外年月日,有効期限FROM,有効期限TO,有効期限交付,備考,更新サイン,自己負担コード,自己負担手入力,自己負担額,負担基準コード,新規理由コード,再交付理由コード,変更理由コード,代理申請サイン,代理申請者,添付書類コード,既受給者番号,既登録者番号,他受給者サイン,他受給者番号,他登録者番号,前自己負担コード,保険者名,高額療養費区分,被保険者氏名カナ,被保険者氏名,保険者照会区分,保険者コード,被保険者証の記号,被保険者証の番号,保険者続柄,印刷指定日,照会年月日,回答年月日,高額かつ長期,軽症者特例,重症患者認定,人工呼吸器装着,境界層該当,県外転入日,本庁進達日,文書番号,エラーチェックフラグ,保留フラグ,医療機関コード5,医療機関コード6,医療機関コード7,医療機関コード8,医療機関コード9,医療機関コード10,承認開始日2,承認開始日3,承認開始日4,承認開始日5,承認開始日6,承認開始日7,承認開始日8,承認開始日9,承認開始日10,他受給者サイン2,他受給者番号2,他登録者番号2,他受給者サイン3,他受給者番号3,他登録者番号3,他受給者サイン4,他受給者番号4,他登録者番号4,他受給者サイン5,他受給者番号5,他登録者番号5,世帯登録者番号,世帯連番,世帯氏名カナ,世帯氏名,世帯性別,世帯生年月日,世帯郵便番号親,世帯郵便番号子,世帯市町村コード,世帯住所

<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

### (1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMH-ID
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

### (2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

### (3)医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療給付受給者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、不要箇所に黒塗りをを行う等の対応を徹底する。</p> <p>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、必要な情報を取得しないように指導している。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を入手する際は、事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けたうえで実施している。また、システム管理者（総務部市町村局長）が月に1回程度業務アクセスログを確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費（指定難病）に関する事務における追加措置&gt;</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの的に制御している。</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特になし	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・利用者については、アクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは、統合宛名番号を利用できないようアクセス制御を行っている。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムについては、その他の庁内の業務システムとは接続しない。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> <li>・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。</li> <li>・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子ファイルは特別な空間に設定されており、静脈認証により業務従事者だけが、アクセスすることができるよう制御している。特別な空間には、特別な設定をしなければ(府庁で使用する一般の端末機からは)アクセスできない。担当者が異動等によりアクセス権が失効した場合は、システム管理者が直ちに認証情報を削除し、アクセスできないよう処理を行っている。</li> <li>・また、紙のファイル(申請書)については、個人番号のほか病歴など要配慮個人情報が記載されているため、書類保管庫を施錠し担当職員以外の者が利用できないようにしている。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村局長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザーを管理している。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置&gt;</p> <p>権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本府は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。</li> <li>・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間で5万件超の紙の申請書及びその他個人情報が記載された書類については、年に1度、職員立ち合いのもと溶解処分を実施。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>入力者IDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者だけが、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている <span style="margin-left: 100px;">2) 定めていない</span>
-----------------------------	------------------------------------	--

規定の内容

- ・契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、委託元の承諾なしに第三者に提供することを禁止している。
- ・委託先には、契約書及び仕様書に定める個人情報の保護、業務上使用したデータの取扱い等遵守すべき事項について、遵守することを誓約した誓約書の提出を求めている。
- ・委託先に対して、実地監査・調査等を行うことができる規定を定めている。

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置>  
 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。

- ・秘密保持義務
- ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・再委託における条件
- ・漏えい等事案が発生した場合の報告
- ・委託契約終了後の特定個人情報の消去
- ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化
- ・従業員に対する監督・教育
- ・実地の監査、調査等に関する事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている <span style="margin-left: 20px;">2) 十分に行っている</span> 3) 十分に行っていない <span style="margin-left: 20px;">4) 再委託していない</span>
-----------------------------	---------------------------------------	--

具体的な方法

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置>

- ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。
- ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。
- ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。
- ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。
- ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。

その他の措置の内容	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている <span style="margin-left: 100px;">2) 十分である</span> 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------------	---

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(リスク) 委託先による特定個人情報の持ち出し及び移転について

- ・個人情報取扱特記事項として、目的外利用及び提供の禁止を設け、発注者の承諾なしに第三者に提供することを禁止。
- ・作業はすべて執務室内で行い、職員の指示により業務を実施する。



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。</li> <li>・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。</li> <li>＜統合宛名システムにおける措置＞</li> <li>・中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> <li>・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</li> <li>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</li> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</li> <li>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアへの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないよう事前確認を実施することとしている。</li> <li>＜統合宛名システムにおける措置＞</li> <li>・中間サーバーへの登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、提供可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> <li>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>
--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	<p>・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p> <p>・年間で5万件超となる紙の申請書(変更申請を含む件数)については、保管期間の経過したものを年に1度の頻度で職員立ち合いのもと溶解処理を行う。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置&gt;</p> <p>○物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>○技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【団体内統合宛名システムにおける措置】  
 ・団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行っている。  
 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、府職員が立ち会い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。  
 ・廃棄、消去した際は廃棄記録を残す。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  
 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  
 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。  
 ・廃棄、消去した際は廃棄記録を残す。

8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<執務室における措置> ・年に数回、個人情報の保護に関する研修を受講している。また、機会をとらえて担当者間で、個人情報保護についての情報交換を行っている。 ・法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。	

10. その他のリスク対策

特になし

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号 06-6944-6066  健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06-6944-6397
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06-6944-6397
②対応方法	・問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8(2026)年3月6日(金曜日)
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和7(2025)年12月25日(木曜日)から令和8(2026)年1月23日(金曜日)まで・30日間
③主な意見の内容	「平成31年」(元号)という表記は、年数がわかりにくいいため、元号と西暦を併記した方が良いとの意見があり、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」において、元号を使用している箇所に西暦表記を追記した。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和8(2026)年3月3日(火曜日)
②方法	大阪府個人情報保護審議会への諮問による
③結果	本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。 また、本評価書の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものと認められる。

